

A型事業所経営力向上事業委託 仕様書

1 業務名

A型事業所経営力向上事業

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 主な業務内容

①A型事業所に対する専門家による経営支援

ア 支援内容

(1) 経営改善計画書の策定支援

①ウに定める派遣する専門家が、対象となる就労継続支援A型事業所に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）第11の3の(4)に定める経営改善計画書の作成、見直しに係る支援を行う。

(2) 専門家派遣による支援

対象となる就労継続支援A型事業所に専門家を派遣し、経営改善計画の実現に向けた指導・助言を行う。

イ 対象

福岡県が指定する指定就労継続支援A型事業所で、当事業実施の前年度決算等において生産活動収支が赤字である事業所のうち、専門家の派遣が必要と県が判断したもの（18事業所）。

ウ 派遣する専門家

下記(1)から(3)までの資格等を有する者とする。

- (1) 中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、税理士その他経営改善の実現に向けた指導、助言を行う能力に係る資格を有する者
- (2) 企業の経営改善に係る業務に従事した経験及び経営改善に係る実績を有する者
- (3) 障がい者の支援に係る知識を有する者

エ 方法

支援については、ア（１）については１事業所あたり１回、ア（２）については１事業所あたり訪問指導を３回（１回あたり１．５時間程度）行う。ア（１）については集合研修方式として差し支えなく、オンラインによる実施も可能とする。ア（２）については、オンラインによる実施も可能とするが、全３回のうち１回以上は実地によることとする。

② 報告書の作成

①に係る支援の内容をとりまとめ、当事業実施の次年度に就労継続支援を行う事業所の参考となる報告書を作成する。

ア 報告書作成の対象

①において経営支援を行った就労継続支援Ａ型事業所

イ 報告書に含むべき事項

- ・①において策定支援を行った経営改善計画書の内容
- ・①において行った経営改善計画書の策定に際する支援の内容
- ・①において行った経営改善計画の実現に向けた指導・助言の内容
- ・①の支援の成果及び経営状況の推移

ウ その他

- ・報告書の様式は問わないが、内容が簡潔に整理されていること。

4 守秘義務の確保

本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

5 その他

- （１）関係法令、県の例規等の改正等により、本仕様書の業務内容に軽微な変更を行う場合がある。
- （２）関係法令等の改正に伴う業務執行方法の変更やそれに伴う業務数量に変動がある場合は、県は受注者に速やかに通知するとともに、契約変更について別途協議するものとする。
- （３）この仕様に定めのない事項、また、疑義が生じた事項については、県と受注者の双方が協議の上決定する。

- (4) いずれの支援においても就労継続支援A型事業所運営法人から料金を徴収することはしないものとする。
- (5) 事業実施にあたっては、予め実施計画書を提出し、県の承認を得るものとする。
- (6) 事業の実施状況について県より問い合わせがあった場合には、速やかに実施状況の報告を行うこととする。